

●香川県告示第252号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和2年8月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第1号（のり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 坂出市番ノ州町西地先

イ 点の位置

基点A 宇多津町吉田西護岸中央角

〃 B 多度津町高見島北端

〃 C 番ノ州埋立地西護岸北端基部から護岸沿い南へ150メートルのところ

〃 D 多度津町佐柳島高頂

点 イ AからB見通し線上Aから200メートルのところ

〃 ロ AからB見通し線上Aから600メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線上Cから600メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上Cから200メートルのところ

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	10月11日から翌年4月10日まで

(3) 制限又は条件

ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 坂出市瀬居町・沙弥島・与島町・岩黒・櫃石

計画番号区第4号（あおのり）

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 江の浦港西地先

イ 点の位置

基点A 江の浦港白灯台

〃 B エンド鼻南東端

〃 C 江の浦港8号防波堤北端

〃 D 江の浦港7号防波堤南端

ウ 漁場の区域 AB、CDの2直線とAC、DB間最大高潮時海岸線に囲まれた区域

(2) 漁業の種類、名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
あおのり養殖業	10月1日から翌年6月30日まで

(3) 制限又は条件

- ア 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- イ 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- ウ 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- エ 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

(4) 地元地区 丸亀市本島町、広島町

- 2 免許予定日 令和2年10月1日
- 3 免許の存続期間 令和2年10月1日から令和5年9月30日まで
- 4 免許申請期間 令和2年9月7日8時30分から同月8日17時まで